

鹿児島県明るい選挙推進協議会規約

(設置の目的)

第1条 本会は、民主主義の理想である信頼される政治の確立を企画し、この理想実現のために選挙人の常時啓発に全力を挙げ、明るい選挙の実現を期する目的をもって設置する。

(名称及び事務所)

第2条 本会は、鹿児島県明るい選挙推進協議会(以下「協議会」という。)と称し、その事務所を鹿児島県選挙管理委員会内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 政治意識の高揚を図ること。
- 2 関係機関及び団体の連絡調整を図ること。
- 3 その他目的達成に必要な事項。

(組織)

第4条 協議会に次の支会を置く。

鹿児島支会、南薩支会、日置支会、薩摩支会、出水支会、始良伊佐支会、曾於支会、肝属支会、熊毛支会、大島支会

2 協議会は、委員30人以内で組織する。

3 委員は、鹿児島県青年団協議会、鹿児島県地域女性団体連絡協議会、鹿児島県公民館連絡協議会、鹿児島県、鹿児島県教育委員会、鹿児島県選挙管理委員会、支会その他必要と認める団体等の推薦した者及び学識経験者とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

会長1人、副会長3人

2 会長は、協議会委員の中から互選によってこれを定め、副会長は、会長が協議会の同意を得て委員の中から選任する。

3 会長は、会務を総理し協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 協議会の委員・役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の任期は、後任の委員、役員が就任するまでは継続する。

3 補欠した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(協力員)

第7条 協議会に協力員若干名を置く。

2 協力員は、明るい選挙推進のために、第3条の事業を推進する。

3 協力員は、協議会の事業運営に参画し、会議に出席して意見を述べることができる。

4 協力員は、会長が協議会の同意を得て委嘱する。

(事務局職員)

第8条 協議会に次の職員を置き、庶務を処理する。

事務局長1人、次長1人、書記若干名

2 事務局長、次長及び書記は、鹿児島県選挙管理委員会書記長、次長及び書記をもって充てる。

(会議の招集)

第9条 協議会の総会は、会長がこれを招集する。

(議決)

第10条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 1 規約の変更
- 2 推進運動の基本方針に関する事項
- 3 事業計画に関する事項
- 4 その他重要な事項

2 議事は、出席者の過半数により決する。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長の定めるところによる。

附 則

この規約は、昭和32年4月20日から施行する。

附 則

この規約は、昭和40年4月14日から施行する。

附 則

この規約は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年11月1日から施行する。

鹿児島県明るい選挙推進協議会小委員会設置要綱

- 1 鹿児島県明るい選挙推進協議会(以下「協議会」という。)の円滑な運営を図るため、鹿児島県明るい選挙推進協議会規約第11条に基づき、協議会の中に鹿児島県明るい選挙推進協議会小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。
- 2 小委員会の委員は、協議会の委員の中から協議会会長が選任する8人以内の委員によって構成する。
- 3 会長は、必要の都度、前項の委員の他に協議会の委員の中から特別委員を選任し、小委員会の協議に参加させることができる。
- 4 委員の任期は、協議会の委員の任期間とする。
- 5 小委員会は、会長が必要の都度招集し、協議会規則第10条(議決)に定める事項及び次の事項を協議するものとする。
 - (1) 協議会において決定された事業計画の各事業の実施・運営に関する事項。
 - (2) その他、協議会の会長が必要と認める事項。

昭和53年7月10日施行

昭和57年5月18日一部改正